

策定年月	平成 30 年 3 月 9 日
変 更	令和 6 年 3 月 11 日

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和 6 年 3 月 11 日

守山市農業委員会

目次

第1	基本的な考え方	P 1
第2	具体的な目標、推進方法及び評価方法	P 2
1	遊休農地の発生防止・解消について	
(1)	遊休農地の解消目標	
(2)	目標設定の考え方	
(3)	遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法	
ア	農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について	
イ	農地パトロールの実施	
ウ	農地中間管理機構との連携について	
エ	非農地判断について	P 3
オ	遊休農地の発生防止・解消の評価方法	
2	担い手への農地利用の集積・集約化について	
(1)	担い手への農地利用集積目標	
(2)	目標設定の考え方	
(3)	担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法	
ア	「地域計画」作成・見直しについて	
イ	農地中間管理機構・農協等との連携について	
ウ	農地の利用調整と利用権設定について	P 4
エ	農地の所有者等を確知することのできない農地の取扱い	
(4)	担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法	
3	新規参入の促進について	
(1)	新規参入の促進目標	
(2)	目標設定の考え方	
(3)	新規参入の促進に向けた具体的な推進方法	
ア	関係機関との連携について	
イ	新規就農フェア等への参加について	P 5
ウ	企業参入の推進について	
エ	農業委員会のフォローアップ活動について	
(4)	新規参入の促進に向けた評価方法	
第3	「地域計画」の目標を達成するための役割について	

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

守山市は、平坦地であり北部地域と南部地域は市街化区域となっており、中部地域は市街化調整区域で農地が広がっております。近江米の産地として稲作が中心ですが、メロン、イチゴ、梨、ぶどう等の野菜や果樹の栽培も盛んに行われております。このように、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

あわせて、優良農地の保全、遊休農地の解消および担い手への農地の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が、農業者等の協議結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する、農用地等を表示した地図などを明確化し公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

以上のような観点を踏まえて、地域の強みを活かしながら、更に活力ある農業・農村を築くため、農業委員が、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定め、これまでの指針を変更します。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する「滋賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び改正基盤法第6条第1項に規定する「守山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化の活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

(累積値)

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年4月)	1,903ha	6.6ha	0.35%
3年後の目標 (令和9年4月)	1,867ha	4.8ha	0.26%
目 標 (令和15年4月)	1,796ha	1.2ha	0.07%

(2) 目標設定の考え方

遊休農地の解消目標面積につきましては、過去の「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（以下「農地利用最適化の推進状況等の公表」という。）」実績を勘案して、1年間で0.6ha以上の解消を目標とします。

また、令和15年（令和14年度末）の目標年における管内の農地面積は、これまでの農地の減少を踏まえ推計しています。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と農業組合長との地区担当制による農地の利用状況調査（農地法第30条第1項）と農地の利用意向調査（同法第32条第1項）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ります。

特に離農意向のある者については、農地の有効利用や新規の遊休農地発生防止のため、利用意向調査を踏まえ、農地中間管理機構を活用し、時宜を逸せず次の耕作者につなげられるよう取り図ります。

それぞれの調査時期につきましては、「農地法の運用について」に基づき実施し、同法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。

また、利用状況調査と利用意向調査の結果につきましては、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

イ 農地パトロールの実施

新規に発生する遊休農地を抑制することが、遊休農地の解消に効果があることから、従来から実施する担当区域の農地パトロールを実施し、違反転用や遊休農地の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の推進を行います。

ウ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸

付手続きを行います。

エ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地について、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

オ 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農地利用最適化の推進状況等の公表」のとおりとします。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 (累積値)

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和6年4月)	1, 9 0 3 h a	1, 4 4 7 h a	7 6 . 0 %
3年後の目標 (令和9年4月)	1, 8 6 7 h a	1, 4 5 6 h a	7 8 . 0 %
目 標 (令和15年4月)	1, 7 9 6 h a	1, 4 7 4 h a	8 2 . 0 %

(2) 目標設定の考え方

担い手への農地利用集積目標面積につきましては、過去の「農地利用最適化の推進状況等の公表」の実績を基に目標を定め、1年間で3haを目標とします。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

集積・集約にあたっては、「改正基盤法」、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が適用される市街化調整区域の農地を重点的に取り組みます。

ア 「地域計画」作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落または数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに積極的に協力します。

イ 農地中間管理機構・農協等との連携について

農業委員会は次の事項の把握に努め、まずは担い手への農地の集積を図るため農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、更に地域の意見を尊重する中で、農地中間管理機構(土地所有者に対する農地中間管理権の取得に関する協議申入れ等)や農協(地域の作付方針指導等)と連携し、農地中間管理事業の活用を推進します。

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 期間満了を迎える改正基盤法に基づく利用権設定の農地

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

これまでの新規就農者の実績は、多くの畑作の耕作者を得られたことから、これらの者や既耕作者の経営規模拡大の観点および今後の新規就農希望者に対応するために各農業委員は、担当区域において予め農地利用の状況や貸付可能な農地情報の把握に努めます。

市内の地域の農地利用の状況を鑑み、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手や地域の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整（担い手に委託等「一括・ブロック毎」）・交換と利用権の再設定を推進します。

エ 農地の所有者等を確知することのできない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することのできない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めます。

(4) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価します。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農地利用最適化の推進状況等の公表」のとおりとします。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

(累積値)

	新規参入	
	経営体	取得面積
現状 (令和6年4月)	16 経営体	14.5 ha
3年後の目標 (令和9年4月)	22 経営体	20.5 ha
目標 (令和15年4月)	34 経営体	32.5 ha

(2) 目標設定の考え方

新規参入の目標につきましては、これまでの就農実績から1年間で2経営体の就農があり、また取得面積は、2.0 haであることからこれを基に目標を定めます。

(3) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

県・全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農

地の借入れ意向のある認定農業者および参入希望者（個人、法人）を把握し、随時相談を受け、必要に応じて現地確認を行います。

イ 新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努めます。

ウ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域やもりやまブランド品等を取り扱う業種においては、今後、担い手不足も予測される為、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図ります。

エ 農業委員会のフォローアップ活動について

基本構想に従い、新規参入者（個人、法人）への助言・指導等のフォローアップについては、県普及指導センターおよび農協が担い、農業委員会は、農地の確保や情報提供を担当します。

(4) 新規参入の促進に向けた評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価します。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農地利用最適化の推進状況等の公表」のとおりとします。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割について

（法第7条第1項第2号に従い守山市において「地域計画」が定められた時点において、その目標を達成するためにとるべき具体的な措置に関して、農業委員会が果たすべき役割に関する事項をここに明記します。）

かっこ内については、今後変更予定